



商工会ニュースしわ 8月号

◇発行者 紫波町商工会長 橋 富雄 ◇令和2年7月27日発行

◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

地域企業感染症対策等支援事業の募集のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図るため、中小企業者が経営を継続するために行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や飲食店における業態転換に対して、その経費を補助する標記の事業が開始されました。

・申請対象者 (次の(1)～(4)に全て該当する者)

(1) 中小企業者等 (又は中小企業者を構成員とする団体) であること

※資本金額もしくは従業員数が下記のいずれかを満たすこと。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業、飲食業	5,000 万円以下	50 人以下
宿泊業	5,000 万円以下	200 人以下
鉄道業及び道路旅客運送業	3 億円以下	300 人以下

(2) 商工団体が管轄する区域に店舗・事業所を有すること

- 対象となる店舗・事業所が所在する商工団体に申請を行ってください。
- 複数の市町村にまたがって店舗が所在している場合は、それぞれの管轄する商工団体に申請してください。(どちらかに一括して申請することはできません)
- 本社の所在地に関わらず申請することができます。

(3) 飲食業・小売業・サービス業・鉄道業及び道路旅客運送業を営む店舗・事業所

- 不特定多数の人の出入りのある来客型の店舗や事業所で実施する対策を対象とします。
- 従業員のみが利用する事務所や無店舗営業等、不特定多数の人の出入りのない施設は対象外とします。
- 主たる業種以外でも、顧客への物品販売やサービスの提供など、従業員と顧客の接点が生じる業種を営んでいる場合は、当該対策に要する経費は補助対象とします。

(4) その他要件

- 食品衛生法に基づく営業許可など必要な許認可を取得して営業を行っていること。
- 法人等が暴力団※でなく、その構成員が暴力団員※でないこと。また、暴力団及び暴力団員が 経営に関与していないこと。(※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定 するもの)
- その他関係法令に違反していないこと。

・対象経費

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のために行う対策であること。※業種別ガイドラインが策定されている分野は、そのガイドラインに基づく対策であること。

例：設備費 (センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用空気清浄機等)、器具備品費 (アクリル板やビニールシートなど飛沫感染・接触感染を防ぐための備品購入費)、清掃費 (外部清掃事業者による徹底的な店内消毒作業等の臨時休業後の営業再開のため、店舗内の衛生環境を向上させるための経費)、消耗品費 (1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費。マスク、手袋、消毒液、除菌シート、ハンドソープ等) ほか。

裏面に続きます

・補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に発注、契約及び支払いが完了した経費を対象とします。

・補助金額の算定

1店舗・事業所当たり10万円(税抜)を上限として、補助対象経費の全額を補助します。(例:対象経費の合計が10万円より少ない場合はその同額が補助金額となります。対象経費の合計が10万円以上の場合には10万円が補助金額となります。)

- 申請できるのは1事業者につき1回のみです。
- 複数店舗について申請する場合は、1店舗ごとに補助金額を算定し、その合計額を申請額としてください。

・申請の流れ

- ① 感染症対策の実施業種別ガイドライン等に基づいて、感染症対策を実施してください。その際に支出した経費については、支出内容がわかるよう証拠書類を備えてください。
- ② 申請書類と添付書類を、店舗が所在する商工団体へ提出してください。
- ③ 交付額の確定・補助金の交付 商工団体において内容を審査し、適正な内容と認められる場合は、交付額を通知するとともに、指定された口座へ補助金を支給します。

※申請様式は商工会もしくは商工会ホームページにご覧いただけます。まずは商工会までご相談ください。

雇用調整助成金個別相談会の開催について

商工会では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、休業や売上減少等などから従業員の休業を余儀なくされている事業者を対象に、「雇用調整助成金」制度について個別相談会を引き続き開催します。働き方改革におけるお悩みもお受けいたしますので、この機会にぜひご相談ください。

【日時】 令和2年8月・・・6日(木)、20日(木)、27日(木)

※相談時間 1事業所1時間程度 (時間:午前10時~午後4時)

【場所】 紫波町商工会館2階

【講師】 小笠原社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小笠原 裕一 氏

【定員】 1日5事業所(定員になり次第、締め切ります。)

【申込方法】 参加する方は、希望日及び希望時間を下記申込書にご記入の上ご連絡ください。

※時間割については、後日調整します。

【その他】 当日は、感染予防対策として、マスクの持参及び着用のご協力をお願いします。

「雇用調整助成金個別相談会」参加申込書 (FAX:019-672-2316)

・事業所名 _____ ・電話番号 _____

※○で囲んで選択してください。

・相談希望日 ①8月6日(木) ②8月20日(木) ③8月27日(木)

・相談希望時間 ①午前10時 ②午前11時 ③午後1時
④午後2時 ⑤午後3時 ⑥何時でもよい